

ダン、バシール前大統領の 際刑事裁判所引き渡しに合意

藤井広重 宇都宮大学准教授

アル・バシール前大統領を引き渡す合 判所 (ICC) との スーダンは八月一二日に、 間でオマ 国際刑事 1 i i えるが、

ル

ICCは○八年にバシールへの逮捕

裁

組みであり、民衆の期待に応えるもの の一つである正義の実現に向けた取り 相は、本合意が民衆革命のスロ 意に署名した。 アブダラ・ハ であると述べた。 二〇一九年四月にバシールが退陣し ムドク首 ーーガン

象徴的な形で示す、 きたバシール体制との決別を国内外に 果的な対策を講じていない暫定政府 平を進め、さらに二〇年一二月には 化に取り組み、 CCとの本合意は、 経済支援は欠かせない。このため、 予定された総選挙を控え、経済の立て なインフレが続く不安定な経済に、 の解除を遂げた。しかし、 直しは急務であり、欧米ドナーからの の不満を募らせている。二〇二二年に て以降、スーダンの暫定政府は、 九九七年から続いた米国による制裁 実はICCの動向次第で、 国内武装勢力との 強権政治を敷いて 戦略的な一手と言 市民は急激 民主 Ι

> 0,1 定政府を分断する悪手となりか ね な

残虐な行為を繰り返し行わせた。両者 決議第一五九三号を採択し、ダ と人道に対する犯罪が行われてい た。〇五年一月に同委員会は戦争犯罪 ルフールに国際調査委員会を派遣し 道危機を引き起こし、国連安保理は 武装集団を集め、アフリカ系の村落で ウィードと呼ばれるアラブ系遊牧民の い、これに対し、 にアフリカ系住民を中心に組織され き〇二年から活動を開始した。 言及した。これを受け、国連安保理は の報告書をまとめ、ICCへの付託に の激しい戦闘は大規模な人権侵害と人 反政府勢力が政府関連施設へ攻撃を行 ン西部のダルフールでは、○三年四 の事態をICCに付託した。 ICCは条約 (ローマ規程) 政府はジャンジャ スー に基 (ルフー たと

な構造に対する不満があげられる。 は非協力をアフリカ連合で決定し、辛は非協力をアフリカ連合で決定し、辛 は非協力をアフリカ連合で決定し、辛 は非協力をアフリカ連合で決定し、辛 はまわれること、ローマ規程未批准の 国家元首が訴追されると地域の安定が なっがなくともICCが司法介入を行うこ と、そして、ローマ規程未批准国の米 と、そして、ローマ規程未批准国の米 と、そして、ローマ規程表出という。 な構造に対する不満があげられる。

田意すべきことに、このようなアフリカ諸国の反発は、あくまでも「現職」リカ諸国の反発は、あくまでも「現職」の国家元首を訴追しようとしたことをの国家元首を除を規定しているが、離職権アフリカ裁判所は、現職の政府高官権アフリカ裁判所は、現職の政府高官とに訴追することは妨げていない。つ後に訴追することは妨げていない。つだに引き渡されても、アフリカ諸国の反応は深刻にはならない。

議会の副議長を務めているモハメド・ンの政治体制で最高権限を持つ主権評か、といった点である。現在、スーダか、といった点である。現在、スーダの政治体制で最高権限を持つ主権評してのよい。

は、過去にジャンジャウィードを指揮

していた人物である。ダルフール紛争

ハムダン・ダガロ

(通称

ヘメッティ

なく、ヘメッティなど暫定政府の中枢に関与してきた者はバシールだけでは

にも存在する。バシールの訴追が進

ことによってダルフール紛争

定政府を揺るがしかねない。

の全貌が明らかになれば、



8 月 24 日、ハルツームの裁判所で公判中のバシール前大統領 (右) (AF /アフロ)

暫定政府は、ICCにバシールを引き渡し、協力することで、正義の実現に近づくことができると語る。だが、ICCで明らかになる「真実」によっては、おそらく方針転換を余儀なくされる。暫定政府とICCの追求する「正義」は異なっている。この潜在的な緊張関係を踏まえて、次の一手は講じられる。